８医第 30 号
令和８年(2026 年) ４月 22 日

保健福祉事務所長　様
中核市保健所長　　様

健康福祉部長
（公印省略）

オンライン診療に関する通知について（依頼）

このことについて、別添のとおり厚生労働省から通知がありました。
つきましては、内容について御承知いただくとともに、貴管下医療機関への周知をお願いします。
なお、関係団体の長あて別添のとおり通知しました。

１　医療法等の一部を改正する法律の一部の施行等について（オンライン診療関係）（令和８年３月 27 日付け医政発 0327 第５号厚生労働省医政局長通知）

【概要】
医療法等にオンライン診療が位置付けられ、新たに届出を要する事項や各種留意事項等が規定された旨を周知するもの。本通知に基づき、手続きに係る県の様式について、別添のとおり新たに届出の様式を作成しましたので、お知らせします。なお、様式については、後日、ホームページへ掲載します。届出にあたっては、参考資料をご確認ください。

２　特例的に医師が常駐しないオンライン診療のための診療所の開設について（令和８年３月 27 日付け医政総発 0327 第１号厚生労働省医政局総務課長通知）

【概要】
今般の医療法改正の内容を踏まえた改正のほか、オンライン診療のための医師非常駐の診療所開設に係る様式から病室の面積基準を不要とする旨周知するもの。

３　「オンライン診療の適切な実施に関する指針」及び「「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に関するＱ＆Ａ」の改訂について（令和８年４月２日付け医政発 0402 第３号厚生労働省医政局長通知他）

【概要】
今般改正された医療法等関係法令において、オンライン診療についての総体的な規定が新設されたことに伴い、本指針及び本指針に関する Q&A も改定された旨を周知するもの。

（問合せ先）
担　当：医療政策課企画管理係　宮坂
　　医療係　　生田
電　話：026-235-7145（直通）
　　026-232-0111（代表）内線 2681
E-mail：kikaku-kanri@pref.nagano.lg.jp